

宿泊約款

改正 令和 5 年 9 月 30 日

(適用範囲)

第 1 条

1. 当旅館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当旅館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条

1. 当旅館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当旅館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル(館)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条

1. 宿泊契約は、当旅館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当旅館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、団体旅行客(10 名様以上)に関しては基本宿泊料が指定する日までにお支払いいただきます。

(宿泊契約締結の拒否)

第 4 条

当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(当旅館の契約解除権)

第5条

1. 旅館は次に掲げる場合において、宿泊契約を解約することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当旅館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当旅館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当旅館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当旅館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当旅館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当旅館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後時(あらかじめ到着予定時刻

が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(宿泊の登録)

第7条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当旅館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当旅館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条

1. 宿泊客が当旅館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊（同室）する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間までは、室料金当額の10%

(利用規則の遵守)

第9条

1. 宿泊客は、当旅館内においては、当旅館が定めて掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条

1. 当旅館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は客室内インフォメーション、各所の掲示等で御案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間 7:00～20:00

- (2) 飲食等(施設)サービス時間

イ.朝食 8:00～

ロ.夕食 17:30～

ハ.ルームサービス飲食等 20:00 最終

- (3) 施設サービス

イ.貸切風呂 15:00～20:00

ロ.ロビー 7:00～20:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 11 条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当旅館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当旅館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
2. 当旅館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当旅館の責任)

第 12 条

1. 当旅館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当旅館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当旅館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 13 条

1. 当旅館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当旅館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 14 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当旅館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当旅館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当旅館は 1 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当旅館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロント

にお預けにならなかったものについて、当旅館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当旅館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当旅館に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 15 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当旅館に到着した場合は、その到着前に当旅館)が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当両館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当旅館の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 16 条

1. 宿泊客が当旅館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当旅館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当旅館)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 17 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当旅館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当旅館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. ペットは、法令に基づく予防接種を受けていること、及び病気に罹患していないことを同伴条件とします。
3. 利用時のペットの事故、病気、迷子等の責任、及びその他ペットの管理責任はすべてお客様が負うこととします。
4. 指定場所以外には絶対にペットを入室させないで下さい。
5. 建物内にペットの糞尿やそのにおい等が認められた場合には、ハウスクリーニング代や寝具・備品類の買い替え費用、それを確認できた場合はチェックアウト後であって

も当旅館に対し、賠償費用など、損害料金を全額ご負担いただきます。

別表第1 宿泊料金の内訳（第2条第1項目及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（及び室料+朝食等の飲料料）
	追加料金	② 追加飲料（①に含まれるものを除く） ③ 売店商品
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税（150円）

備考 1 基本宿泊料金は掲示する料金表によります。

2 子供料金は小学生以下に適用

① 大人料金の100%（6歳-12歳）大人に準じる食事と寝具等を提供。

② 大人料金の70%（6歳-12歳）子供用食事と寝具を提供。

③ 大人料金の30%（5歳以下）子供用食事と寝具を提供。

④ 寝具及び食事を提供しない幼児については、3,300円をいただきます。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の 通知を受けた日 契約申込人数	不 泊	当 日	前 日	7 日 前	14 日 前
一般 9名まで	100%	100%	75%	75%	30%
団体 10名～40名まで	100%	100%	75%	75%	30%

（注）

- 1.%は基本宿泊料に対するキャンセル料の比率です。
- 2.契約日が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）違約金を収受します。
- 3.団体客（10名様以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の14日前より違約金を頂きます。
- 4.お電話での予約についても、14日より違約金を頂きます。
- 5.お客様のご都合によるキャンセル、ご予約内容の変更はご予約が完了した時点より、いかなる理由にかかわらず当館のキャンセルポリシーに則りご請求をさせていただきます。但し自然災害での飛行機、船の欠航につきましては欠航証明書、弔事においてもそれを証明できるもの、感染症（1類から3類及び新型インフルエンザ等感染症 ※新型コロナウイルス感染症）などの病気で宿泊が困難になった場合は、診断書をご提示いただいたのちキャンセル料の免除とする場合もございます。尚、お日にちにより全額又は一部をご請求させていただきます。キャンセル料はいかなる場合も払い戻しいたしかねます。お日にち等お間違いがないかを十分にご確認の上、ご予約を頂くようお願い致します。
- 6.キャンセル料の拒否やご連絡が取れない等により、警察、弁護士の介入があった場合には、その特定の方のみの個人情報は法律に伴い開示、提供させていただきます。